

(参考資料)

## ○ 母性保護と育児のための休暇制度等

| 区 分                      | 取 得 事 由  | 根 拠 規 定   |
|--------------------------|--|---|
| 妊娠障害（つわり）休暇              | 妊娠期間中 14 日を超えない範囲内で取得可能（療養休暇）  | 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第 7 条第 1 項第 2 号 |
| 妊娠中又は分べん後の職員の健康診査及び保健指導  | 妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から分べんまでは 1 週間に 1 回、分べん後 1 年まではその間に 1 回取得可能（特別休暇）             | 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 11 号                            |
| 妊娠中の職員の通勤緩和措置            | 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で取得可能（特別休暇）   | 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 12 号                            |
| 妊娠中の職員の休息等               | その都度必要と認める期間で取得可能（特別休暇）  | 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 13 号                            |
| 妊娠中、産後の職員の危険有害業務の就業制限    | 妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。  | 労働基準法第 64 条の 3                                    |
| 妊娠中、産後の職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限 | 妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性が請求した場合においては、1 週間について 40 時間、1 日について 8 時間を超えて労働させてはならない。  | 労働基準法第 66 条                                       |
| 産前産後休暇                   | 産前 8 週（多胎妊娠の場合は 14 週）、産後 8 週の期間内で取得可能（療養休暇）  | 勤務時間規則第 7 条第 1 項第 3 号                             |
| 出産補助休暇                   | 分べんに係る入院等の日から分べん後 2 週間までの間において 3 日の範囲内で取得可能（特別休暇）  | 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 14 号                            |
| 男性職員の育児休暇                | 産前 6 週（多胎妊娠の場合は 14 週間）、産後 8 週の期間内で、分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に 5 日の範囲内で取得可能（特別休暇）                                  | 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 15 号                            |
| 育児休業                     | 満 3 歳に達しない子を養育する職員が取得可能  | 地方公務員の育児休業等に関する法律<br>職員の育児休業等に関する条例               |
| 部分休業                     | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が取得可能   |   |
| 育児短時間勤務                  | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務時間を短縮して勤務することが可能  |   |
| 育児時間                     | 満 3 歳に達しない子を育てる場合に、1 日 2 回 30 分以内で取得可能（特別休暇）   | 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 7 号                             |
| 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限   | ①小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務及び 1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。 | 勤務時間条例第 5 条の 2                                    |

| 区 分            | 取 得 事 由   | 根 拠 規 定              |
|----------------|---|----------------------|
|                | ②3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するため請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。                                |                      |
| 家族看護休暇         | 職員が、家族の看護を行う場合に1年につき5日（同居している中学校卒業までの子が2人以上の場合は10日）の範囲内で取得可能（特別休暇）  | 勤務時間規則第8条第1項第16号     |
| 育児を行う職員の時差勤務制度 | 所属長の承認により、小学校就学前の子を養育する職員又は放課後児童クラブ等を利用している小学生の子を迎えにいく又は見送りに行く職員が、勤務開始時間を午前7時30分から9時30分までの間とすることが可能（勤務時間は休憩を除く7時間45分） | 育児又は介護を行う職員の時差勤務実施要領 |